

「ひろしま就活サポーター」応募要件

県内企業等で働く人のうち、次の(1)及び(2)の必須要件を満たすこと。なお、優先要件のいずれかに該当する場合は優先する。

(1) 企業要件

必須要件 ※次の全てを満たすこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う県内就職までの意識・行動のステップアップモデル図(AISAS)【別紙1】の取組を理解し、自社リクルート活動ではなく、「働きやすい広島県」の広報ブランディングに協力する企業であること。 ・ 県内に本社がある企業又は県外企業で県内に主要事業所等があり勤務地限定採用を行っていること。 ・ 就活サポーターの活動を業務として取り扱うこと。 ・ 県公式サイト「Go!ひろしま」の企業情報に登録すること。 ・ 県求人情報サイト「ひろしまワークス」の利用登録すること。 ・ 欠格事由(別表(1))に該当しないこと。
優先要件 ※県や国の認定を受けている場合等は優先します。
<p>《広島県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 奨学金返済支援制度データベース登録企業 ➤ ものづくりオンリーワン・ナンバーワン企業 ➤ イクボス同盟加盟企業 ➤ 仕事と家庭の両立支援制度登録企業 ➤ リスキリング推進宣言登録企業 ➤ 人的資本経営研究会参加企業 ➤ 令和1～5年度に県内高校向け企業の出前講座に参加した企業 ➤ 令和1～5年度に県内大学向け業界研究講座に参加した企業 ➤ 令和4・5年度に県外大学向け業界研究会に参加した企業 <p>《厚生労働省》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ユースエール認定企業 ➤ くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業 ➤ えるぼし認定企業 <p>《経済産業省》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域未来牽引企業 ➤ 健康経営優良法人認定企業

(2) 個人要件

必須要件 ※次の全てを満たすこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業要件の必須要件を満たす企業に所属し、推薦されること。 ・ 新卒入社5年目までの20歳代の若手社員であること。 ・ SNS等での顔写真、出身大学、出身高校(県内の場合)掲載に同意すること。 ・ SNS等での広報素材として、手持ちの写真・動画の提供依頼に応じること。 ・ 県が主催するイベント等に1回以上参加できること。(年度中に可能な範囲で参加) ・ 県が照会する学生からの質問に対し、1回以上回答できること。(年度中に可能な範囲で参加)
優先要件 ※次の場合は優先します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内大学出身又は就職支援協定を締結する県外16大学(別表(2))の出身者であること。 ・ 県外大学出身の場合は在学時に広島県相談窓口(東京・大阪・ひろしましごと館)利用者であったこと。 ・ 大学在学時に、県の「Go!ひろしま」公式LINE等の利用者であったこと。

【別紙2】別表

(1) 企業要件

欠格事由

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業，同条第4項に規定する接待飲食等営業，同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- ・消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ・広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・県税を滞納している者
- ・前各号に掲げる者のほか，当該事業の主旨から適切でないと知事が認める者

(2) 個人要件

広島県との就職支援協定を締結する県外大学一覧

中央大学
専修大学
日本大学
関西学院大学
立命館大学
龍谷大学
関西大学
同志社大学
京都女子大学
神戸女子大学・神戸女子短期大学
武庫川女子大学
神戸松蔭女子学院大学
神戸学院大学
京都産業大学
甲南大学
近畿大学